

居宅介護センター 彩風の杜

1. 【 基 本 方 針 】

利用者の日常生活が居宅において安心、安定して送れるよう、社会福祉法人沖縄中央福祉会が設置する指定居宅介護サービスにて日常生活が営めるよう、利用者のニーズに即応し、置かれている住環境に応じた入浴、排せつ及び食事等の QOL の向上やエンパワーメントの助長に努め、利用者が自立と尊厳をもって地域での生活が営めるよう支援を行う。

2. 【 基 本 姿 勢 】

- (1) 利用者の人間としての尊厳を大切にし、利用者の権利擁護に努める。
- (2) 利用者、支援者としての立場を自覚し、利用者の主体性、個性を重んじる。
- (3) 利用者が快適で豊かな市民生活を送れるようサービスの提供を行う。
- (4) 利用者が価値ある人間として親身に対応し、自己実現に向けた専門的なサービスの提供を行う。
- (5) 専門的役割の使命を自覚し、絶えず自己研鑽に努めなければならない。
- (6) 障害者の虐待防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に努める。

3. 【 事 業 サ ー ビ ス 内 容 】

事業所で行う指定介護の内容は下記のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 身体の清拭、洗髪
 - ⑥ 通院の介護
 - ⑦ その他必要な身体介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補充
 - ③ 住居等の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物
 - ⑤ 関係機関との連携
 - ⑥ その他必要な支援

(4) 生活に関する相談、助言

生活、身上、介護に関する相談、助言

(5) (2) から (4) に付加するその必要な介護、家事、相談、助言

4. 【 事業理念・目的 】

障害者総合支援法の趣旨に従って、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため居宅介護においても、今後個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしい自立した生活が送れるよう支援する事を基本理念として、サービスの従事者は、本人のエンパワーメントを通して自己選択、自己決定ができるよう側面から支援し、満足できる生活送れるようサービスの提供を行います。又、地域福祉ネットワークづくりの展開や従事者の意識改革とサービスの質の向上に努め、施設サービスと居宅サービスを連携し事業の展開を図ります。

5. 【 地域交流 】

地域行事への参加、関係機関の参加を積極的に推進することにより。交流と理解を深め人的、物的資源の相互作用を促進する。

6. 【 諸会議 】

①ヘルパー会議

②責任者会議

③各部署会議

④全体職務会

⑤個別支援会議・担当会議

⑥地域ケア会議

* コロナ過における各種会議参加においては、オンラインを活用する

7. 【 事業所内会議 】

サービス従事者の技術、専門性を高める為に勉強会を実施する。

年間計画を作成し、従業者の技術、専門性を高める事を目的とした会議を定期的で開催する。

* 沖縄中央療護園が実施する施設内研修への参加

8. 【 実習生の受け入れ 】

各種境域機関（学校）等からの実習生の受け入れを積極的に行い社会福祉教育に向けての介護技術を指導し、人材育成に努める。